


# 保管場所使用承諾証明書記載例

## 注意事項

- この書類は、保管場所の使用権原事実を証明する書面です。必ず、保管場所の所有者、管理者等権原を持つ人が記入してください。  
権原のない者が作成すると私文書偽造となる場合があります。
- 消すことのできるボールペンの使用、押印箇所の簡易式スタンプ印鑑の使用はしないで下さい。
- この書類は、自動車保管場所証明申請又は自動車保管場所届出を行う際の保管場所の位置が、他人所有の場合に作成してください。
- 保管場所は24時間車が出入りすることができる駐車場又は空き地等であることが要件となります。

## 保管場所使用承諾証明書

		警察署提出用
保管場所の位置	名古屋市中央区三の丸1丁目1番1号	
使用者	〒(465-1234) 住所 名古屋市中央区三の丸1丁目1番1号 (052)-951-0000	}
	氏名 愛知 一郎	
使用期間	平成 29年 10月 1日 から 平成 30年 3月 30日 まで	
<p>上記のとおり自動車の保管場所としての使用を承諾したことを証明する。</p> <p style="text-align: right;">平成29年 10月 1日</p> <p style="text-align: right;">〒(460-1111) 住所 名古屋市中央区三の丸1丁目3番1号 丸の内マンション 110号 (052) 951-0000</p> <p style="text-align: right;">氏名 愛知 守 </p>		

### 保管場所の位置等

自動車保管場所証明申請書の申請者欄又は自動車保管場所届出書の届出者欄に記載した内容と同じになります。

### 使用期間欄

使用の開始日は、申請日より前の日付、使用期間は、証明申請又は届出する日から1か月以上ない場合は、承諾者に確認することがあります。

### 承諾者欄

- 1 正当な承諾権者（駐車場の所有者又は委託を受けた駐車場の管理者）の記名又は署名と押印が必要です。
- 2 書面の訂正には承諾者の印鑑による訂正印が必要です。
- 3 共有者が複数の場合は、全員の承諾が必要です。各々の住所・氏名を記入し、押印してください。

承諾者が多数で書ききれない場合は「別紙記載」とし、別紙に承諾者全員の住所・氏名を記入し押印してください。

備考 共有の場合は、使用者（申請者）を除く共有者全員の住所・氏名を記入し押印してください。